

大田市業務継続計画

〈BCP〉

大規模災害編

平成29年5月

大田市

目次

1. 業務継続計画策定の目的と方針	1
1) 業務継続計画とは	1
2) 業務継続計画の目的	1
3) 業務継続計画の基本方針	2
4) 地域防災計画と業務継続計画の関係	2
5) 業務継続計画の発動と解除	3
6) 市民への周知	4
2. 前提とする災害と被害想定	4
1) 前提とする災害	4
2) 被害想定	4
3) 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況	5
4) ライフラインの状況	5
3. 非常時優先業務	6
1) 非常時優先業務の概要	6
2) 非常時優先業務の実施方針	6
3) 時系列に応じた業務内容の検討	7
4) 非常時優先業務の復旧目標の設定	7
5) 非常時優先業務の選定結果	8
4. 業務執行のための執行体制の整備	9
1) 業務執行体制の整備	9
2) 指揮命令系統の確立	10
3) 勤務時間外に参集可能な職員数	11
4) 職員の参集と安否確認	13
5) 職員の家族の安否確認	13
5. 業務継続のための執行環境の整備	14
1) 施設の安全対策	14
2) コンピュータシステムの安全対策	15
3) 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信	16
4) 非常時における職員の対応	17
5) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	17

6. 業務継続体制の向上	19
1) 業務継続マネジメントの必要性	19
2) 職員に対する研修・訓練	19
3) 職員への教育	19
4) 計画の点検・検証・見直し	20
5) 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備	20
7. 非常時優先業務一覧	20
1) 非常時優先業務（応急・復旧業務）一覧表	別表 1-1
2) 非常時優先業務（通常業務）一覧表	別表 2-1

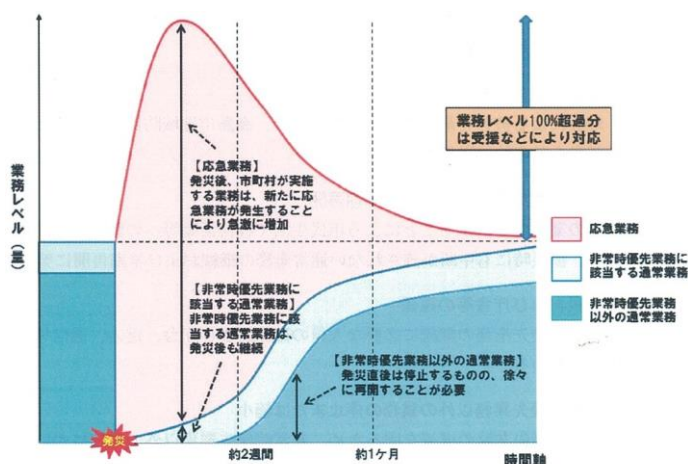
1. 業務継続計画の概要

1) 業務継続計画とは（BCP：Business Continuity Plan）

地震等大規模災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員自らも被災することが想定される。このため、平常時の職員数や執行環境を前提として業務を行うことは困難となり、市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、又は中断しても早期再開を必要とする業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定しておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を発災直後から適切に実施するための計画である。

○図表 1



出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」平成 27 年 5 月内閣府（防災担当）

2) 業務継続計画の目的

地震等大規模災害時であっても、行政は市民の生命、生活及び財産を守るために業務を継続する責務がある。しかし、大規模災害時には、行政自身も被災し、人員や物資・ライフライン等に制約を受ける可能性が高いため、平常時の職員数と執行環境を前提とした通常業務を行うことは難しい。さらに、災害時の応急対応する業務が膨大に増えてしまう。

そのため、自治体は大規模災害時においても優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定し、迅速かつ的確に応急対策を行っていかなくてはならない。また、非常時優先業務を執行する上で課題となる項目についても明らかにし、これらを改善することにより、行政組織の防災力向上を図ることが求められる。

このような観点から、利用できる資源が限られている状況下においても、行政機能を継続させるために、業務継続計画（BCP）を策定し、大規模災害時に本市が有する資源を最大限有効活用して市民の生命、生活及び財産を守ることを本計画の目的とする。

3) 業務継続計画の基本方針

① 職員の防災意識向上と防災対策の推進

災害時に応急対策へスムーズに移行できるよう、職員の防災意識向上及び防災対策の推進を図る。

② 災害応急対策

災害による被害を最小限にとどめるため、大田市地域防災計画に定められた災害応急対策を効率的に遂行する。

③ 優先通常業務の継続及び早期再開

市の業務が中断することによる市民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続及び早期再開に努める。

④ 人員及び庁舎等の確保

非常時優先業務の継続に必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。

⑤ 非常時優先業務以外の業務の停止又は縮小

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に停止又は縮小する。

⑥ 継続的な改善への取組

訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、継続的に是正すべきところを改善していく。

4) 地域防災計画と業務継続計画の関係

業務継続計画は従来の地域防災計画の考え方に、以下のような視点を新たに加えたものである。

① 地域防災計画では行政自体の被害を明確に想定はしていないが、業務継続計画は公的機関の人員、施設等も被害を受けることを前提としている。

② 地域防災計画は対応すべき対策を記載しているが、業務継続計画は優先的に実施する業務を明確化している。

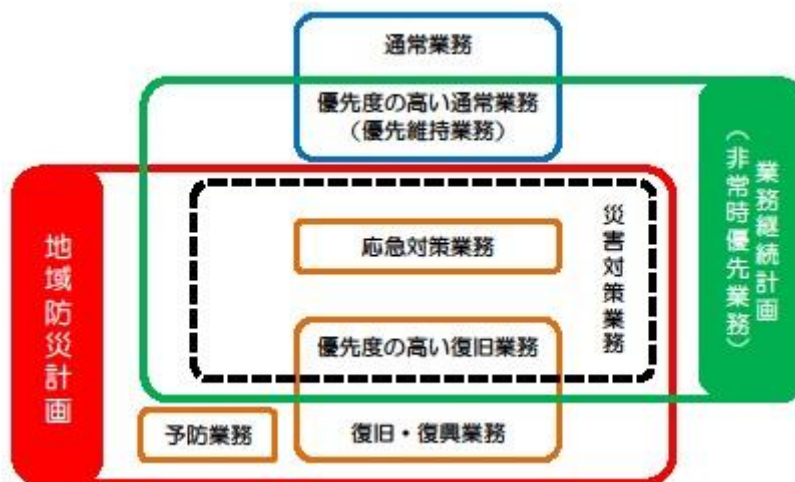
③ 地域防災計画には主に防災部門、建設部門、医療・福祉部門等の取り組みを示しているが、業務継続計画は組織全体として最適な対応を図るために、非常時優先業務に必要とされる資源について組織横断的に対応する必要性を重視している。

○図表 2 地域防災計画と業務継続計画との比較

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる実施事項及び役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施するための計画
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要はない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。

対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。（応急対策業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
職員の業務執行環境	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

○図表3 地域防災計画と業務継続計画の関係



※「非常時優先業務」の考え方

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき通常業務及び災害応急対策業務を合わせたものである。

このうち、災害応急対策業務は地域防災計画にも規定された業務である。

5) 業務継続計画の発動と解除

①本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

- ア 市内で震度5強以上の地震が発生し、大田市災害対策本部が設置された場合
- イ 市長が必要と認めた場合

②発動権限者

本計画の発動権限者は、市長とするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。

○図表4 決定権限順位表

市長の職務代理者の順序	第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長 第4順位 政策企画部長
-------------	--

③計画の対象期間

本計画の対象期間は、災害発生から概ね1週間とする。

④発動解除

市長は、市における業務資源の不足等に伴う支障が改善され安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の発動解除を宣言する。ただし、各本部員は、解除の前であっても災害応急対策業務の進捗に応じ、停止・縮小した通常業務を順次再開させることができるものとする。

6) 市民への周知

市民に対し、災害発生時に停止する業務及び優先的に実施する業務があることについて理解を求めることで、災害時の混乱を防止できるよう本計画の内容を広く周知する。

2. 前提とする災害と被害想定

1) 前提とする災害

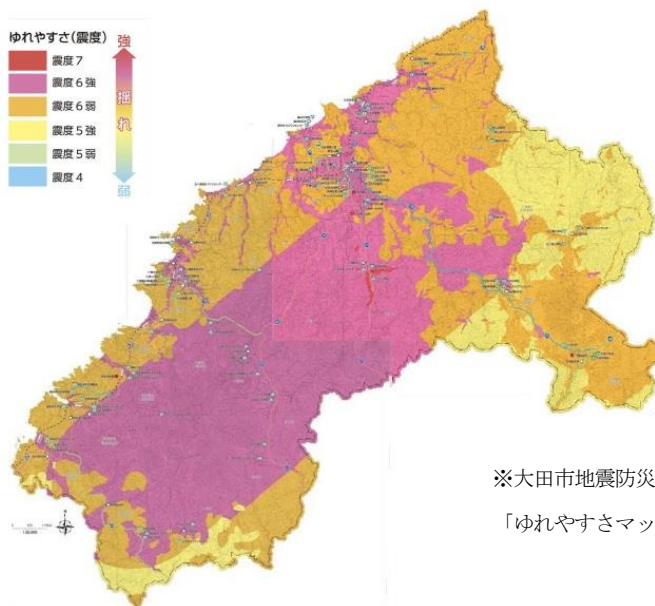
本計画の策定にあたっては、大田市にもっとも大きな被害を及ぼすとされる大田市西南方地震を前提とする。

2) 被害想定

本計画では、「島根県地震被害想定調査報告書 平成24年6月」を基に、本市に最も大きな被害を及ぼすとされる大田市西南方地震の揺れによる被害を想定する。

○図表5 大田市内の震度予測

大田市西南方地震【マグニチュード7.3 最大震度7】



※大田市地震防災マップ

「揺れやすさマップ東部版・西部版」より引用

○図表6 被害想定

被害項目		被害単位	被害想定	
人的被害		死者数（人）	11	
		負傷者数（人）	288	
建物		全壊数（棟）	412	
		半壊数（棟）	2,872	
地震出火		出火件数（件）	3	
		焼失件数（件）	13	
ライフライン	上水道	断水世帯数（世帯）【1日後】	4,392	
	下水道	影響人口（人）	119	
	電話	不通回線数（回線）	125	
	電力	停電件数（件）	888	
	LPガス	供給支障件数（件）	101	
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	1	
	鉄道	不通区間（駅間数）	—	
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場（箇所）	12	
生活支障	避難所	避難所	避難者（人）【1～3日後】	3,972
	生活者	疎開先	疎開者（人）【1～3日後】	2,139
	帰宅困難者		市外常住者	1,451
	不足食料		食料（食／日）	14,298
	震災廃棄物		発生量（千トン）	92

※島根県地震被害想定調査報告書 平成24年6月より引用

3) 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況

想定される地震において、市役所本庁舎が使用不能となることを想定する。また、本庁舎以外の市施設についても、新耐震基準以前の建築で耐震性が確認されていない建物及び耐震補強していない建物は、使用できないものとする。

4) ライフラインの状況

道路 橋梁の被害、倒壊建物やブロック塀等道路沿いの建物や構造物の散乱等により発災後直ちに交通規制が実施され、主要道路は3日後をめどに応急復旧や迂回路の設定が行われるものとする。

電力 復旧まで一週間程度かかるものとする。

通信 復旧まで一週間程度かかるものとする。

上水道 復旧まで一ヶ月程度かかるものとする。

下水道 復旧まで一週間程度かかるものとする。

3. 非常時優先業務

1) 非常時優先業務の概要

市は、地震等大規模災害発生後、直ちに災害対策本部を設置し、避難所の開設、食料の調達・供給等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務については市民への行政サービスを継続することが必要となる。

しかし、職員自身や庁舎の被災など、人的・物的資源が制限される中で、災害応急対策業務と全ての通常業務を行うことは困難である。

そこで、本計画では災害応急対策業務と通常業務について、その緊急性と重要性を評した上で災害時に優先的に行わなければならない業務、災害応急対策業務及び優先通常業務を「非常時優先業務」として位置付ける。

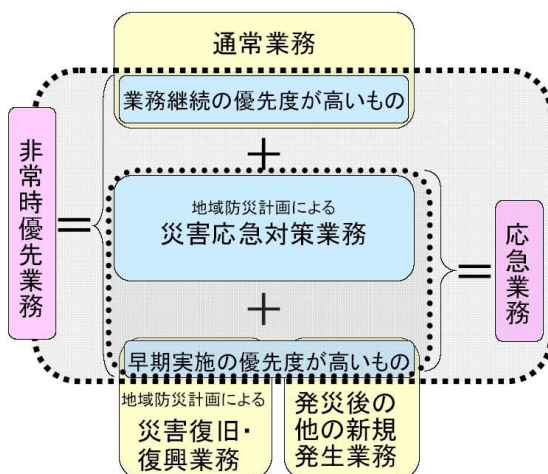
①災害応急対策業務

大田市地域防災計画に定めている災害対策本部の所掌事務を「災害応急対策業務」とする。

②通常優先業務

各課（局・室）の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動を維持する観点から評価を実施した業務継続の優先度が高い業務を「優先通常業務」とする。

○図表7 非常時優先業務のイメージ



2) 非常時優先業務の実施方針

①市民の命を守る業務を最優先で実施する。

発災直後は職員や燃料等の資源が不足する状況の中、災害応急対策業務量が膨大となるため、発災直後に全ての災害応急対策業務を一斉に開始するのではなく、救急救命活動や避難所開設等の市民の生命・生活に関わる業務を最優先に実施する。その後、順次相談窓口の設置や罹災証明書発行等の生活再建支援業務を実施する。

②ライフライン維持のための業務は、災害時でも継続する。

水道・下水道・ごみ処理及び病院は、市民生活に直結するライフラインであるため、

その機能維持又は早期復旧に努める。

また、発災後、市民が事業の再開に向けて速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や幼稚園、保育所施設等の環境整備も重要である。このように復旧に向けた市民の活動と密接な関係がある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、早期再開を目指す。

③通常業務については可能な限り停止又は縮小する。

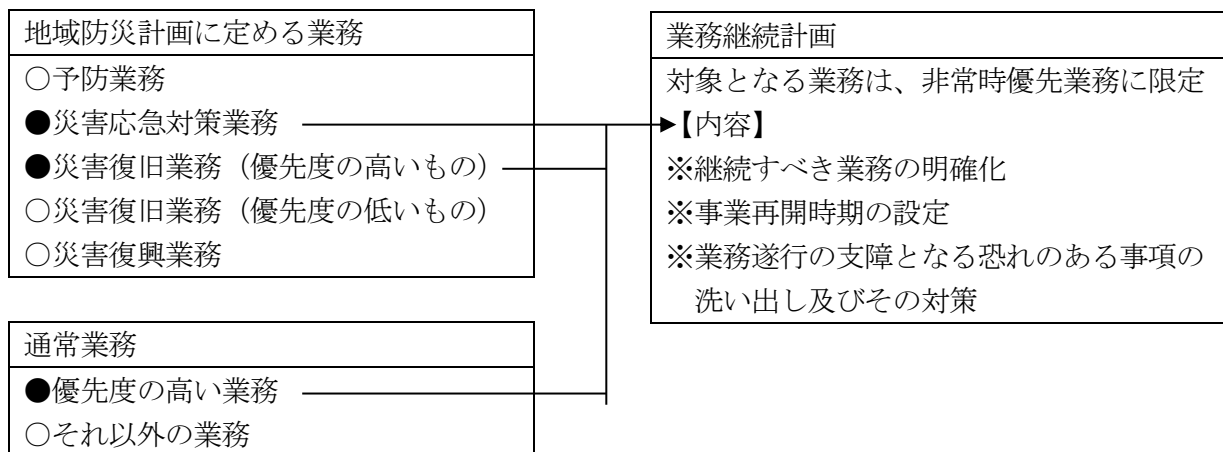
発災直後に生じる避難所運営等の膨大な災害応急対策業務を迅速かつ的確に実施するため、平常時に実施している通常業務については、優先度に応じ停止又は縮小する。

④業務遂行に必要となる燃料等の必要資源は、選択と集中による配分を行う。

災害時には多くの資源調達が制約されるため、非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の燃料については、各部局の要求する数量のすべてを調達できない場合が想定される。このため、非常時優先業務の中でも特に重要な業務を洗い出し、燃料等の資源を効果的に配分する。

3) 時系列に応じた業務内容の検討

発災後の混乱した状況の中での確に業務を遂行するためには、あらかじめ組織別、個人別に何を行うべきか、地震発生後、一定の時間までに誰がどのようなことを行うのかを想定した資料を所属毎に作成することとし、それを参考に個人ごとに自分が行うべき行動を整理する。



4) 非常時優先業務の復旧目標の設定

① 非常時優先業務における「影響」について、どの程度まで復旧又は応急処理を行えば影響を防ぐ又は抑えることができるのか、といった観点で、各課で目標レベルを設定した。

「目標レベル」は行政サービスの提供に必要なレベルであり、必ずしも100%とは限らない。

② 上記①のレベルの行政サービスをいつまでに再開させるか、目標時間を設定し、下表のa～hを選択した。(図表8-2)

図表 8-1 非常時優先業務の特定と順位付け

優先度	評価基準
A	発災後直ちに業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
B	遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
C	遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務
D	発災後 1 週間以上は着手せず、中断が市民の生命・生活及び財産、又は都市機能維持に影響を及ぼさないと見込まれる業務

○図表 8-2 非常時優先業務の復旧目標時間

フェーズ	初動対応			即時対応		復旧対応		
目標復旧時間	直ちに	1 時間以内	3 時間以内	24 時間以内	3 日以内	5 日以内	1 週間以内	それ以降
	a	b	c	d	e	f	g	h

5) 非常時優先業務の選定結果

評価基準に基づき選定を行った結果は、図表 9 のとおりであった。

(評価結果については、「7. 非常時優先業務一覧」のとおり)

○図表 9 非常時優先業務選定結果表

評価		分掌業務数		
		災害応急対策業務数	優先通常業務数	
A	a	1 2 8	5 8	7 0
	b	1 5	7	8
	c	1 8	2	1 6
B	d	3 7	5	3 2
	e	2 7	7	2 0
C	f	3 6	1 2	2 4
	g	3 0	2	2 8
非常時優先業務 計		2 9 1	9 3	1 9 8
D	h	6 0 9	0	6 0 9
合 計		9 0 0	9 3	8 0 7

※ 7. 非常時優先業務一覧 参照

4. 業務継続のための執行体制の整備

1) 業務執行体制の整備

①現状

大規模災害が発生した場合において、業務を継続するためには、必要な人員を確保し、適切な配置を行い、効率的な活動体制を確保する必要がある。「大田市災害体制」による災害体制は図表10のとおりである。

○図表10 配備基準及びその人員

<大田市災害体制>

体制		設置基準	判断目安	参集対象
災害準備体制	災害準備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報の発表 ○震度3の地震観測 ○災害時応援協定締結自治体に地震被害が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性があるとき。 ・軽微な災害が発生し必要と認めるとき。 ・危機管理室長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室(4名) ・準備体制職員(12名)
	災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の水位が氾濫注意水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ○震度4の地震 ○津波注意報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性が極めて増大したとき。 ・実際に災害が発生し必要と認めるとき。 ・総務部長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長 ・危機管理室 ・準備体制職員 ・準備体制職員所属部長、次長、所属長 ・各部管理担当者 ・判断責任者が必要と認める所属長 ・所属長が必要と認める職員 ・判断責任者が必要と認める各支部長
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の水位が避難判断水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ○土砂災害危険度情報レベル1 ○震度4の地震 ○津波注意報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備が必要となったとき。 ・総務部長が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次体制準用 ・総務班、避難所班、広報班、各支所班、福祉部職員 ・判断責任者が必要と認める班 ・判断責任者が必要と認める各支部長、支部員 ・判断責任者が必要と認める各ブロック応援隊員 	

災害対策本部	第3次動員	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報発表 ○河川の水位が氾濫危険水位に達したとき ○土砂災害危険度情報レベル2～4 ○震度5弱の地震発生 ○津波警報・大津波警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・相当な規模の災害が発生する恐れがあり、又は災害が発生しその規模及び範囲が市域の一部である場合。 ・市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・教育長 ・係長以上の職員 ・所属長が必要と認める職員 ・災対本部各ブロック応援隊職員全員
	第4次動員	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防の越水または決壊したとき ○土砂災害危険度情報レベル2～4 ○震度5強以上の地震発生 ○津波警報・大津波警報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生が市域の全域にわたる場合又は局部的ではあるが被害が特に甚大である場合。 ・市長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全職員

※大田市地域防災計画より引用

②課題

災害対策が数日にわたれば交代要員が必要になるため、権限の代理についてはあらかじめ検討しておく必要がある。

③対策

大規模災害発生時に迅速かつ的確に業務を実施するために、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する。

2) 指揮命令系統の確立

① 市災害対策本部においては、本部長である市長が総括する。ただし、市長が出張のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により市長に代わり意思決定を行う。

○図表 1 1 決定権限順位表

市長の職務代理者の順序	第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長 第4順位 政策企画部長
-------------	--

② 各対策部の指揮命令権者は図表 1 2 のとおり。

○図表 1 2 各対策部指揮命令権者表

対策部名	第1順位 (部長)	第2順位 (副部長)
総務部	総務部長	総務部次長
地域対策部	政策企画部長	政策企画課長
土木部	建設部長	土木課長
産業対策部	産業振興部長	産業振興部技監
福祉部	健康福祉部長	地域福祉課長
医療部	病院事務部長	病院事務部次長
衛生部	環境生活部長	環境政策課長

上下水道部	上下水道部長	水道課長
教育部	教育部長	教育部総務課長
消防部	消防部長	消防部次長

3) 勤務時間外に参集可能な職員数

① 現状

災害が休日や早朝等勤務時間外に発生した場合にどのくらいの時間で職員が参集できるかを把握することは、業務継続計画の円滑な実施のために重要なことである。

自宅から職場までの所要時間について後述の調査概要のとおり調査を実施し、これを基礎データとして参集可能な職員（正規職員）の試算を行った。

実質参集職員数は、この基礎データを基に、家族・地域対応が必要となる職員が1割、木造家屋等の倒壊による登庁困難となる職員が1割発生するものと想定し、調査結果の8割が参集するものと想定する。

【調査概要】

《対象者》

正規職員（消防職員、保育士・技能員職員、産休・育休等長期休暇中職員を除く）

《設問》

地震発生後、自宅から勤務場所（本庁、各支所等）までの移動に要する時間を下記の条件により回答してください。

《条件》

- ア 徒歩による登庁とし、移動速度は3km/時とする。
- イ 家族の安否・自宅の被災状況確認等に要する時間として、15分を加える。
- ウ 自身又は家族に怪我等がなく、近隣で救助活動の必要は無いものとする。
- エ 橋やトンネルは渋滞など発生するものの倒壊はしないと想定してください。
- オ 12～24時間歩き続けることは実際には困難ですが、計算上では可能として記入してください。

①1時間以内 ②3時間以内 ③6時間以内 ④12時間以内

⑤12時間以上

調査の結果、参集対象職員の350名のうち、1時間以内に参集できる職員はおよそ32%、同様に3時間以内に33%、6時間以内に18%、12時間以内に14%、12時間以上が3%となった。（図表13-1）

これに基づいた実質参集職員（調査結果×0.8）は、1時間以内に勤務場所に参集できる職員は26%、同様に3時間以内に27%、3時間以内に14%、6時間以内に11%、12時間以上に2%の職員が参集できるものと予測する。（図表13-2）

○図表 1 3 - 1 職員参集予測調査（平成 2 8 年 8 月実施）

		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	12 時間 以内	12 時間 以上	職員 計	
政策企画部	参集人数	人数(人)	8	14	5	1	29	
		割合(%)	27.6	48.3	17.2	3.4	3.4	100.0
総務部	参集人数	人数(人)	26	13	8	7	0	54
		割合(%)	48.1	24.1	14.8	13.0	0.0	100.0
健康福祉部	参集人数	人数(人)	22	12	7	9	1	51
		割合(%)	43.1	23.5	13.7	17.6	2.0	100.0
環境生活部	参集人数	人数(人)	5	19	5	4	0	33
		割合(%)	15.2	57.6	15.2	12.1	0.0	100.0
産業振興部	参集人数	人数(人)	6	8	11	8	1	34
		割合(%)	17.6	23.5	32.4	23.5	2.9	100.0
建設部	参集人数	人数(人)	8	17	4	6	1	36
		割合(%)	22.2	47.2	11.1	16.7	2.8	100.0
上下水道部	参集人数	人数(人)	5	12	7	1	1	26
		割合(%)	19.2	46.2	26.9	3.8	3.8	100.0
病院事務局	参集人数	人数(人)	4	6	5	4	3	22
		割合(%)	18.2	27.3	22.7	18.2	13.6	100.0
温泉津支所	参集人数	人数(人)	0	5	0	3	0	8
		割合(%)	0.0	62.5	0.0	37.5	0.0	100.0
仁摩支所	参集人数	人数(人)	2	1	4	1	0	8
		割合(%)	25.0	12.5	50.0	12.5	0.0	100.0
教育部	参集人数	人数(人)	21	3	4	4	1	33
		割合(%)	63.6	9.1	12.1	12.1	3.0	100.0
議会事務局	参集人数	人数(人)	0	1	3	1	0	5
		割合(%)	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0	100.0
出納室	参集人数	人数(人)	1	3	0	0	0	4
		割合(%)	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
行政委員会	参集人数	人数(人)	5	1	0	0	1	7
		割合(%)	71.4	14.3	0.0	0.0	14.3	100.0
合計	参集人数	人数(人)	113	115	63	49	10	350
		割合(%)	32.2	32.9	18.0	13.0	2.9	100.0

○図表 1 3 - 2 実質参集職員（調査結果×0.8）

		1 時間 以内	3 時間 以内	6 時間 以内	12 時間 以内	12 時間 以上	職員 計
全体	人数(人)	91	92	50	39	8	280
	割合(%)	26.0	26.3	14.3	11.1	2.3	80.0

② 課題

休日及び勤務時間外に発災した場合においては、初動時に従事する職員数が不足するため職員数に対応した職員配備体制をとる必要がある。

③ 対策

必要人員の不足に対しては、次のような応援体制を構築する。

ア 各対策部は本庁内において応援体制を整備する。

イ 避難所の運営等全庁的な応援体制を整備する。

ウ 他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を実施することも想定しておく。

エ 業務関係機関、民間事業者との災害時の応援体制を整えておく。

4) 職員の参集と安否確認

大規模災害発生時に、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となる。

① 現状

勤務時間外の非常参集は、各勤務場所（対策支部班は各対策支部）に集合することを原則としているが、自宅が被災した場合や交通の途絶等により、規定の参集場所に集合できない時は、所属長に連絡する。また、勤務場所には参集できないが、自宅近くの支所又はまちづくりセンター等への参集が可能な場合は、災害対策支部に参集する。

② 課題

職員の参集は職員参集メールと各課の連絡網で行うことになるが、電話は輻輳等により通話不能となることが予想される上、メールについても着信までに時間がかかることが想定される。

③ 対策

各課において、電話の輻輳、メール着信の遅れなども考慮に入れ、連絡体制の整備を行う。

また、メールサーバへの受信確認を頻繁に行うことや、「大田市災害体制」の参集基準により、連絡の有無に関わらず自主的に参集することを周知し、徹底する。

5) 職員の家族の安否確認

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、安心して職務に専念するためには家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。そのため、普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておくことが必要となる。

また、職種や部署によっては、職員が家族と連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならないことも予想される。そのような場合には、総務班を中心に家族の安否確認を行う。

5. 業務継続のための執行環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執行環境を整備する必要がある。

1) 施設の安全対策

非常時優先業務を遂行するために本庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同様の機能を保っていなければならない。万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

ここでは、災害対応の拠点となる施設等の現状を踏まえた上で、業務遂行に必要な執務環境を確保する観点から課題を抽出し対策を検討する。

①本庁舎の現状

災害時における庁舎設備の状況は、図表14のとおりである。

○図表14 本庁舎設備状況

電 源	○本庁舎 停電時は自家発電にて、一部執務室（市民課、危機管理室、選挙管理委員会事務局、電話交換機等）に電源を供給。 （定格200KVA 燃料タンク98ℓで2～3時間稼動） 自家発電機は燃料が追加補給できれば長時間運転可能だが、通常使用している照明に供給する電源の確保がされていない。運転不能の場合、地下にあるバッテリーにより非常用電灯が30分程度点灯するのみ。
水 道	○上水道（手洗い、飲料、トイレ）有効水量：約53.5m ³ （地下受水槽45m ³ +高架水槽17m ³ の50%） ○使用可能期間 上水道3日（16m ³ /日※）ただし、停電時は半日 ※一日の使用水量は開庁日を月20日とした場合の平均使用水量
電 話	○バッテリーにて3時間程度、全台使用可能。 その後は本庁舎内電話のうち6台が電話線からの電源供給で使用可能。 災害時優先電話4台、FAX4台。
エレベーター	○地震発生時は最寄りの階に停止するが、停電時はその場で停止し、閉じ込めとなる。（閉じ込められた場合は、エレベーター保守業者の対応となる。）

②課題

（建 物） 本計画で想定される地震では、非常時優先業務の拠点となる本庁舎に被害が発生し、庁舎機能が保てない場合も想定しなければならない。

（設 備） 庁舎等建物が使用可能であっても、電気、水道、電話等のインフラが被害を受けることが想定される。

（停 電） 自家発電は主に非常用電灯のために設置されているため、OA機器を使用した業務ができなくなる。

(その他) 事務スペース内の書架やキャビネットの転倒、OA機器の損壊及び書類類等の散乱などの片付けのために多くの時間を費やすようになり、非常時優先業務を遂行するにあたり支障が出てくる。

③対策

- (建 物) 本庁舎については、使用できないほどの被害を受けた場合を想定して、執務室の代替場所や民間施設の活用による仮設庁舎での業務継続を行う。
 なお、執務を代替場所、仮設庁舎で継続して実施する場合は、電気、水道、通信等のインフラ整備についても最大限考慮しなければならない。
- (設 備) 最優先で応急修理が行えるように、保守業者等と災害時の技術者派遣について確認し、必要に応じて協定を締結する。
- (停 電) 災害時に必要最小限のOA機器が稼働できるように、燃料の備蓄、自家発電機の容量の増設若しくは発電機の備蓄などを行う。
- (その他) 書架やキャビネット、OA機器の転倒・落下防止策を実施する。書類等の散乱防止のために書架、キャビネット等への施錠を実施する。

2) コンピュータシステムの安全対策

市は、市民の個人情報や行政に関する重要な情報「情報資産」を多数保有し、その行政サービスの大部分について各種情報システムを利用している。

また、電子メールやインターネット等を利用して災害情報を収集・提供するなど、情報システムは災害時においても不可欠なものとなっている。

○図表 15 コンピュータシステムの状況

基幹業務系システム	住民情報を取り扱う基幹系システム（パッケージシステム）、基幹連携システム、基幹単独システム等については、自庁方式により構築しており、庁内ネットワークを利用して業務の運用を行なっている。
内部情報系システム	内部情報系システム（各種業務、庁内掲示板等）については、自庁方式及び一部クラウド方式により構築しており、利用するパソコン・プリンター等専用回線によるネットワークを利用して運用を行なっている。
外部接続系システム	情報系システム（電子メール等）については、自庁方式及び一部クラウド方式により構築しており、利用するパソコン・プリンター等ネットワークを利用して運用を行なっている。
その他のシステム	防災関係の外部との主要通信 (1) 情報受信関係 ・全国瞬時警報システム（J－ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em－Net） ・島根県防災情報ネットワーク ・島根県防災情報システム (2) 情報発信系 ・緊急速報メール ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話利用者へ避難情報等を発

	<p>信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Lアラート（災害情報共有システム） <p>安心・安全に関わる公的情報などが迅速かつ正確に伝えられることを目的とした情報基盤。住民は、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる。</p>
--	---

②課題

- ア 庁舎損壊等によるシステム停止に備えて、システムの冗長化をする必要がある。
- イ 一部未実施のネットワークの冗長化を実施する必要がある。
- ウ 災害時におけるコンピュータシステムの保守・復旧について、ICT部門のBCPを必要に応じて見直す必要がある。

③対策

- ア 基幹業務系システム、重要な情報資産について、市外遠隔地において運用、保管をするため、システムのクラウド化を検討し、早期の実現を図る。
- イ 一部未実施のネットワークの冗長化による通信回線の強化を行う。
- ウ 発災時のシステム停止に備え、市のシステムを最優先の復旧対象と位置づけ対応するようシステム保守業者へ要請するとともに、稼動再開に向けた人的体制を確保する。
- エ 情報システムが使用できない場合の代替手段について、早期に検討する。

3) 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信

①現状

通信手段の現状は図表16のとおり。

○図表16

通信手段	設置場所	備考
固定電話	・本庁舎2階に交換機	断線等の場合は使用不能 非常時優先電話8回線
携帯電話	・各課において保管	非常時優先電話5回線
衛星携帯電話	・危機管理室に2台配置	電話不通時の対策
防災行政無線	・消防本部通信司令室に統合制御局設備、本庁舎に遠隔制御設備を設置 ・屋外拡声子局市内103箇所	統合制御局と各屋外子局との相互通信が可能
島根県防災情報ネットワーク	・本庁舎 ・消防本部	県との通信手段として整備

②課題

災害対応初動期においては、構造物やライフラインの被害状況、市民の被災状況及び関係機関の対応状況などの情報収集、広報活動が重要であり、通信手段の効率的な

使用が必要である。

③対策

ア 総務省中国総合通信局が非常時に貸出しを行っている移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線等）の活用し、通信手段の構築を図る。

イ 衛星携帯電話は、情報通信を行うための最終手段の一つとして、2台危機管理室に配置しており、緊急時に備え点検整備を常時行う。

4) 非常時における職員の対応

非常時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

①現状

市民用に食料・飲料水・毛布・簡易トイレ等の備蓄は行っているが、災害対策従事職員用の備蓄は行っていない。

また、従事する職員のための睡眠場所の確保も行っていない。

②課題

ア 発災後、職員は数日間帰宅せず業務に従事することとなり、職員自身による食料等の調達は困難である。その間の食料、飲料水を備蓄する必要がある。

イ 従事する職員の最低限の健康管理には留意しなければならない。

ウ 帰宅せず業務に当たる職員への睡眠場所の確保は、業務継続の観点から必要がある。

エ 職員が災害に遭遇することや災害時の慣れない業務に携わることにより精神的ショックを受け、業務に従事できなくなる可能性があるため、精神面のケアが必要である。

③対策

ア 食料は、職員1日2食3日分の食料を備蓄する。また、救援物資の一部を職員用に使用する。これに伴う備蓄は消防本部備蓄倉庫とする。

イ 職員の勤務が長時間にならないよう交替の職員を派遣して休憩を取らせるなど健康に配慮しなければならない。また、災害対策の長期化に備えて勤務班と休憩班を分けて交互に勤務にあたる交替勤務制とする。

ウ 睡眠場所の確保は、健康管理の面からも重要であり、発災後、対策本部は早い段階で職員用の睡眠場所の確保を行う。場所の選定については、緊急出動が可能であるか、耐震施設であるか等を考慮し、決定する。

エ 心身の健康状態を把握するため、保健師（市職員）による相談窓口の設置を検討するなど、体制の整備及び場所を確保し、職員への周知を図る。所属長は職員のメンタル面に注意を図り、早期発見に努める。職員はお互いにメンタル面に注意を図り、早期発見に協力する。

5) 庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

①現状

災害対策本部の代替施設については、消防本部としているが、業務継続のための代

替施設は定められていない。

②課題

本庁からの距離や施設規模。

安全性やライフライン機能の確保。

③対策

次の施設を代替候補施設とする。また、候補施設以外にも民間施設の活用や代替施設の分散化についても検討する。

大田市民会館、大田市民センター、サンレディー大田、島根県立男女共同参画センターあすてらす

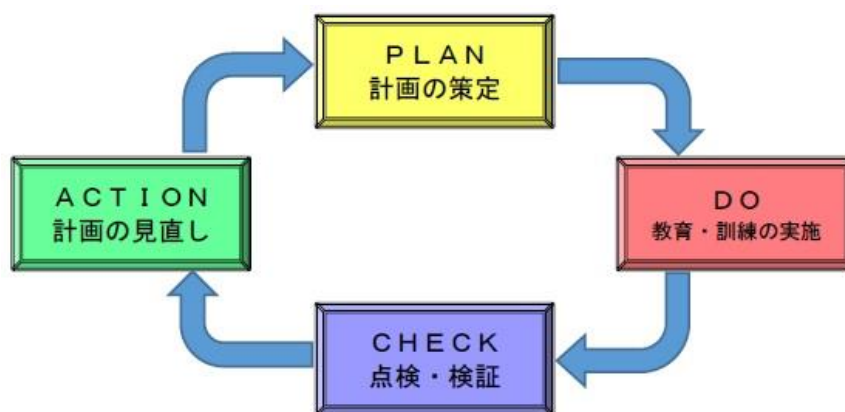
6. 業務継続体制の向上

1) 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（図表17）の推進が必要である。

また、本計画は、災害時における市の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた点検・検証を行い、継続的な改善に取り組むこととする。

○図表17 業務継続マネジメント



2) 職員に対する研修・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定するだけでなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要である。

また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に訓練を通じて一連のプロセスや手続きなどの実効性を確認しておくことが重要である。

このため、発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、継続的に必要な訓練を実施する。

3) 職員への教育

職員の意識を高めるために、職員に対して下記に関する教育を行う。また、職員は下記事項について家族とともに共有し、準備をしておかなければならない。

- ①災害時には、公務員として災害時の業務に当たる責務があること。
- ②過去の災害時に起きた様々な問題について、職員自身が自らの問題として考え、対応できるようにすること。
- ③各家庭においては、非常時持出品や最低3日間（一週間が望ましい）の食料、飲料水等を常備しておくこと。
- ④災害業務に従事するための3日間程度の宿泊を想定し、必要な飲食物等をまとめておくこと。
- ⑤家族との安否確認が行えるよう、連絡方法について決めておくこと。

- ⑥地震が発生した時に、自分自身や家族の身の安全を確保できるようあらかじめ自宅にある家具等の固定など対策をしておくこと。
- ⑦テレビ、ラジオやインターネット等多様な手段により正確な情報を収集できるようにしておくこと。

4) 計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直す継続的改善を行い、とりわけ非常時優先業務の遂行に必要な職員数等の精査に取り組み、計画の実効性を向上させていくことが重要となる。

このため、本計画策定後においても、以下の場合をとらえて検証、見直しを行う。

- ①被害想定の更新時。
- ②地域防災計画の更新内容が業務継続計画に影響を及ぼすとき。
- ③事務事業の見直しなど大幅な組織改編が業務継続計画に影響を及ぼすとき。
- ④小規模災害の対応で課題が明らかになったとき。

5) 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

①非常時優先業務マニュアルの策定

本計画は、大規模災害発生時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始目標を定めたものであるが、発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各部局において個別具体的なマニュアルの策定を行う。

②大田市地域防災計画及び災害時職員対応マニュアルの見直し

本計画の検証等を踏まえて、大田市地域防災計画及び災害時の参集や応急活動の手順についてまとめた災害時職員対応マニュアルの見直しを行う。

7. 非常時優先業務一覧

非常時優先業務は、大規模災害の発生後、優先的に実施すべき業務のことを指し、「災害応急対策業務」と「優先通常業務」の2つに分類される。

「災害応急対策業務」は、大田市地域防災計画に定める災害対策本部の所掌事務とした。

「優先通常業務」は、各課（局・室）の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動を維持する観点から評価を実施した。

- 1) 非常時優先業務（応急・復旧業務）一覧（別紙1）
- 2) 非常時優先業務（通常業務）一覧（別紙2）